

方向に前進する模範的な型である。

1973年の第8次改正は年金に50%の実質的な改善をもたらし、1975年における改正の第2段階は賃金と物価の予想された変動に対する年金の調整を設けるであろう。法律で規定された自動的調整の型は、憲法にもとづいて、結果的には、前述した1番目と2番目の柱が、被用者に従来の生活水準を維持させることのできる状況をもたらす。将来の改正は恐らく既婚女子の性別による立場と退職年齢に関連をもつものとなるだろう。

社会経済的な調和の観点からみれば、2つの問題が最も重要な関心の対象となる。つまり、それらは「国民経済と財源負担および資本形成の問題」である。1948年以後におけるAVS支出の絶対的および相対的な動きは、これらの問題の重要性を強調している。支出の増大は12,700万フランから約66億フランに、別な表現では、賃金の1.2%から9.1%に増えている。賃金に対する比率で示した将来の動向は、人口の変化および年金が調整される限界によって変る。今世紀末では、前述した1番目と2番目の柱およびその他の社会保険部門にかかる総支出は、賃金総額の約35%，別な表現で国民所得の20%以上の総費用になると予想されている。保護される危険は被保険者、使用者および公的な政府当局によって保証される。

社会保険の経済的效果が、予想される経済的な反応に照して正しく計算されるならば、社会保険の妥当な拡大は完全に実行できる。

国民経済と社会政策は、経済が反社会的であってはならないし、また、社会政策が経済に反するものであってはならないという基本原則を適用することによって、満足すべき発展の実現にそれぞれ寄与することができる。

*Les grands problemes de l'AVS au cours des ans,
RCC, No. 5, 1973, pp. 232-244; No. 119, '72/3.*

早期退職と退職年齢の 社会経済的側面

Dr.A.Nizan (イスラエル)

本稿には、老齢者の行為について経済的諸条件と社会的環境にかんする地域と国際的な考察で見出だされた事柄の再検討が示されている。

イスラエルの建国時に、ユダヤ系人口の僅かに3.8%が65歳以上であった。1961年には、その数字は5.0%で、1972年には、それは7.5%であった。1972年の初めでは、65歳以上の人口は197,000人で、65歳以上のユダヤ人と非ユダヤ人の合計は20万人であった。

イスラエルでは、男子は65歳で退職（訳注 稼得活動からの引退。以下同）するが、女子は60歳で退職し、これらの年齢で、国民保険公社から定期的に支払われる年金が支払われる。医学的な資料は各国における退職年齢を定めるのに決定的な要素になっていないし、また、男子と女子の退職年齢の設けられたギャップを正当化する医学的証明は、まだ発見されていない。

1971年に、65歳以上の男子のうち33.0%は、かれらの仕事に留まっていた。他方、女子は5.0%だけが労働力に残っていた。平均では、国内の老齢者のうち、20.0%が労働を継続していた。しかし、年金年齢後に労働していた労働者のうち、ホワイトカラーとブルーカラーの人には、大きな相違が見うけられる。

退職には、各種の理由がある。イスラエルで行なわれたある考察は、経済活動をしていた65歳以上の男子のうち、13.0%が65歳前に、61.0%が65歳と69歳の間で（3分の1が65歳だった）、そして26.0%が70歳以上で退職していた。通常、自営業者はより遅い年齢で退職する。退職の主要な理由は次に示されるとおりである。つまり、それらは規則、健康状態、家庭の理由、自由な時間と休養の必要による退職である。

イスラエルでは、人びとは労働に留まるのに関心をもっている。もとより、退職には健康の衰退、不適切な所得、社会的もしくは財政的な立場の変化などのように、なんらかの不安がある。

退職する人びとと退職しない人びとの間には、退職に対する態度に明白な相違がある。後者（もし当人の仕事が適切な所得をもたらさない場合）は、より多くの所得に対する必要性を強調するだろう。さらに、ホワイトカラーの労働者は、かれらが習慣の力で労働を続けるといっている。しかし、女子はかれらがしばしば家事に責任をもっており、部分的な退職を求めるので、男子よりも早く退職する傾向をもっている。大部分の例では、年金を受給してすでに退職してしまった人びとの間では、経済的な要素が支配的である。イスラエルでは、大部分の年金受給者（考察された人びとのうち）は、かれらがすでに退職年齢に達したので退職したと述べており、その他は健康状態が悪いか適職を欠いていたので退職していた。ホワイトカラーの労働者だけは、かれらがより多くの余暇を欲しかったので退職したと述べている。

年長の市民達は退職後に為すべきものを沢山もっている。それらは家庭、公共および地域社会の仕事、趣味などにおけるより多くの活動である。他方、男子の退職者と女子の退職者の間には、大きな相違がみうけられる。

筆者は年金受給者に人並の標準で生活することを許すために、年金が増額されるべきで、また、退職年齢が各人の能力に応じて決定されるべきであるという結論を示している。

実際的な案内は法律にもとづく権利の一部として、退職する者に拡大されるべきである。

The Social and Economic Aspects of Pre-retirement and Retirement Age, Labour and National Insurance, No. 11, November 1972, pp. 437-440; No. 125, '72/73.

（以上5編の「ISSA海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するISSAのAdvisory Committee—1967年10月—による了解にもとづき、Social Security Abstractsより採用した。）

（平石長久 社会保障研究所）